資料12　「榛東村防災会議条例」

榛東村防災会議条例

昭和38年7月10日
条例第11号

(趣旨)
第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、榛東村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)
第2条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)榛東村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
(4)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)
第3条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、村長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が職務を代理する。
5　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
(1)指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命するもの
(2)群馬県の知事の部内の職員のうちから村長が任命するもの
(3)群馬県警察の警察官のうちから村長が任命するもの
(4)村長がその部内の職員のうちから指名するもの
(5)榛東村教育委員会教育長
(6)渋川地区広域市町村圏振興整備組合の消防長
(7)榛東村消防団長
(8)指定公共機関又は公共的機関の職員又は役員のうちから村長が任命するもの
(9)自主防災組織を構成するもの又は学識経験のあるもののうちから村長が任命するもの
(10)前各号に掲げるもののほか村長が防災上特に必要と認めて任命するもの
6　前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は25人以内とする。
7　第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)
第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、

関係地方公共的機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)
第5条　前条までに定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則
この条例は、昭和38年8月1日から施行する。
附　則(平成11年条例第51号)
(施行期日)
1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(榛東村水防協議会条例の廃止)
2　榛東村水防協議会条例(昭和62年榛東村条例第16号)は、廃止する。
附　則(平成21年条例第36号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成28年条例第11号)
この条例は、公布の日から施行する。

資料13　「榛東村防災会議委員名簿」

（令和３年３月３１日現在）

	職　　名
会長	村長
委員	副村長
委員	教育委員会教育長
委員	渋川行政県税事務所長
委員	渋川土木事務所長
委員	陸上自衛隊第 48 普通科連隊連隊本部第 3 科運用訓練幹部
委員	渋川広域消防本部消防長
委員	榛東村消防団長
委員	渋川警察署長
委員	渋川警察署榛東駐在所長
委員	榛東村社会福祉協議会事務局長
委員	榛東村自治会連合会会長
委員	東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社次長
委員	東日本電信電話株式会社群馬支店長
委員	総務課長
委員	企画財政課長
委員	税務課長
委員	住民生活課長
委員	健康保険課長
委員	産業振興課長
委員	建設課長
委員	上下水道課長
委員	会計課長
委員	議会事務局長
委員	教育委員会事務局長

資料14　「榛東村災害対策本部条例」

榛東村災害対策本部条例

昭和38年7月10日
条例第12号

(目的)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、榛東村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第３条　災害対策本部長は、必要と認めたときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

４　部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

附　則(平成28年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料15　「榛東村災害警戒本部に関する要領」

榛東村災害警戒本部に関する要領

平成30年10月１日策定

（設置）

第１　榛東村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する前、又は災害の規模により設置しない場合の災害応急対策のため、榛東村災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。

（構成等）

第２　災害警戒本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する榛東村災害警戒本部会議（以下「災害警戒本部会議」という。）を必要に応じ開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、実施の指令を行う。

２　本部長は総務課長を、副本部長は建設課長を、本部員は産業振興課長、上下水道課長及び教育委員会事務局長をもって充てる。

３　災害警戒本部会議の構成は、次表のとおりとする。

職　　名	構　　成　　員
本部長	総務課長
副本部長	総務課長
本部員	災害警戒本部が必要とする本部員 災害警戒本部が必要とする職員

（設置基準）

第３　総務課長は、災害対策本部が設置されていない場合で次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置する。

(1) 村内で震度４の地震を観測したとき。

(2) 震度にかかわらず村内に地震による局地的な被害が発生し、又は村内に気象警報等が発表され局地的な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、 総務課長と関係部局の長が協議の上必要と認めたとき。

(3) 気象警報等の有無にかかわらず、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、 規模又は社会的影響等から見て、 その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務課長と関係部局の長が協議の上必要と認めたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、総務課長が必要と認めたとき。

（災害対策本部への移行）

第４　村内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は、速やかに村長にその旨を報告し、災害対策本部へ移行しうる体制をとるものとする。

（廃止基準）

第５　総務課長は、次の各号に掲げる事項を総合的に判断し、災害警戒本部を廃止する。

(1) 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。

(2) 災害の応急対策が完了したと認められるとき。

（雑則）

第６　この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、災害警戒本部会議の承認を得て本部長が別に定める。

資料16　「消防相互応援協定書」（渋川市、吉岡町）

消防相互応援協定書

（総則）

消防組織法（平成１８年法律第０６４号）第３９条の規定に基づく渋川市、吉岡町、榛東村（以下「協定団体」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第１条　この協定は、火災等の災害発生の際、協定団体相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第２条　相互応援の方法は、次のとおりとする。

（１）普通応援

この協定による応援地域は、協定団体相互の境界線に近接する地域とし、別表に定める出場隊は、常備消防がいう第２出動発令以上の火災を覚知した場合に出場するものとする。

（２）特別応援

協定団体の区域内に大火災、又は大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、受援側の市町村長の要請により応援するものとする。この場合における応援隊数については、応援側において決定するものとする。

（応援隊の指揮）

第３条　応援出場隊は、すべて現場の受援側最高指揮者に従うものとする。

（応援隊の報告）

第４条　応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援のために要した人件費、経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

２　前項以外の経費は、受援側の負担とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項及び運用に疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

（協定書の保管）

第７条　本協定を証するため、本書３通を作成し、記名押印のうえ協定団体が各１通を保管するものとする。

附　　則

１　この協定は、平成２１年４月１日から効力を発生する。
２　平成１１年４月１日に締結した消防相互応援協定は、廃止する。

平成２１年２月２７日

渋川市長　　木　暮　治　

吉岡町長　　石　関　　昭　

榛東村長　　真　塩　　卓　

資料17　「消防団相互応援協定書」（前橋市）

消防団相互応援協定書

（目　的）　「第39条」

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定により前橋市と榛東村（以下「協定団体」という。）が「消防団の相互の応援協定」を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援地域）

第２条　この協定による応援地域は協定団体相互の境界線に近接する地域内に発生した火災の場合とする。

「相互の応援出場」
（相互応援出場）

第３条　前条に定める地域において発生した火災を覚知した次に定める消防団隊は、被応援地の要請を待たずして応援出場するものとする。

（１）榛東村　新井地域に発生した火災に対し、前橋市消防団第７分団２部が応援出場する。

（２）前橋市　清野町地域に発生した火災に対し、榛東村消防団第３分団が応援出場する。

（応援隊の指揮）

第４条　応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（費用の負担）

第５条　応援に要した費用は、次により処理する。

（１）応援隊側の負担

ア　応援出場に要した消防団隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費等の費用。

イ　災害地への出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する費用。

（２）受援隊側の負担

化学消火剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の費用。

（協　議）

第６条　この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

（委　任）

第７条　この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（協定書の保管）

第８条　この協定を証するため正本２通を作成し、協定団体が各１通を保管する。

付　則

この協定は、平成元年４月１日から効力を生ずる。

平成元年４月１日

協定者

前橋市長　藤嶋清多　印

榛東村長　浅見道雄　群馬県北群馬郡榛東村長

資料18　「消防相互応援協定書」（高崎市）

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条第２項の規定に基づき、高崎市と榛東村（以下「協定団体」という。）は、消防団の相互応援に関し次により協定する。

（目的）

第１条　この協定は、火災その他の災害、（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定団体相互間の消防力を活用して当該災害による被害を最小限に防止し、もって住民の安寧秩序を保持することを目的とする。

（相互応援の方法）

第２条　前条の目的を達成するため、協定団体は消防団その他必要な人員、資機材（以下「消防団」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して次に掲げる方法により応援活動をさせるものとする。

（１）通常応援

消防機関が市村境界に接した地区に火災の発生を認知した場合は別表１、２の区分により原則として１隊派遣するものとする。

（２）特別応援

協定団体の区域内に大災害が発生し、若しくは前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合、災害地の市村長の要請により行うものとし要請の内容、消防力等を考慮し応援を行う消防団長が決定する。

（出動の義務等）

第３条　応援要請を受けた団体は、直ちに消防団を出動させるものとする。ただし、当該団体において災害が発生している場合その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（応援消防団の指揮）

第４条　応援消防団の指揮は、受援消防機関の長とする。ただし、別段の定めがある場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがある場合のほか次に定めるとおりとする。

（１）応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定団体の負担とする。ただし、消防用資機材で応援の要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物又はその経費を応援を受けた協定団体が負担する。

（２）応援の活動が長時間にわたり、燃料、消防用資機材の補給、給食等を必要とする場合は、現物又はその経費を応援を受けた協定団体が負担するものとする。

（３）応援出動した消防団員が応援消防業務により負傷し、疾病にかかり、死亡し、又は障害の状態となった場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は応援を行った協定団体の負担とする。

（４）応援出動した消防団員が、応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた協定団体がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、応援を行った協定団体がその賠償の責めを負う。

２　前項に定める経費の負担について特に必要がある場合は、その都度当該協定団体間で、協議のうえ決定することができる。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項については、協定団体の市村長が協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第７条　この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（効力の発生）

第８条　この協定は、平成１８年４月１日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１８年３月２７日

高　崎　市　長　　松　浦　幸　雄

榛　東　村　長　　真　塩　　卓

資料19　「災害発生時における協力に関する協定書」

災害発生時における協力に関する協定書

榛東村(以下「甲」という。)と榛名女子学園(以下「乙 」という。)は、榛東村内において災害対策基本法(昭和３６年１１月１５日法律第２２３号)第２条第１号に定める災害(以下「災害」という。)が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、榛東村内に発生した災害時において、甲が避難所及び防災関係の活動拠点等(以下「避難所等」という。)として、乙の管理する施設の一部を使用ずること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、住民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第２条　甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設を甲が避難所等として使用する必要が生じた場合、乙は、甲の申請により乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

(1) はづき寮

(2) その他乙が使用を認めた場所

２ 甲は、乙に避難所等の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書(別記様式１)を提出する。ただし、甲は、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

(協力の内容)

第３条　乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

(1)　地域に居住する住民などの避難所の提供

(2)　防災関係機関の活動拠点等の提供

(3)　その他甲が行う災害対策上必要な協力

(申請に基づく措置等)

第４条　乙は、甲からの第２条第２項の使用申請に基づき、施設の使用を必要と認めるときは、国有財産使用許可書(別記様式２)を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

２　乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第１９条において準用する同法第２２条第１項第３号の規定に基づき、施設の使用料を無償とする。
３　乙は、施設の使用を許可した後、施設使用のための必要な措置を速やかに講じるものとする。
４　使用許可施設への避難誘導は、甲が行うものとし、乙は乙の運営に支障を生じない範囲において、これに協力するものとする。

（許可の取消し又は変更等）
第５条　乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。
(1)　乙が、本来の目的に使用するため施設の提供ができなくなったとき
(2)　甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）
第６条　甲は、第４条第１項で許可された施設を使用する者に対し、許可された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を行うものとする。

（乙への届出）
第７条　甲は、避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）
第８条　甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。
２　甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）
第９条　第３条に規定する協力において要した経費（第４条第２項により無償とする国有財産使用料は除く。）については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）
第１０条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第１１条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただしこの協定の有効期間終了後の　１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙は署名押印の上、各自１通を保有する。

令和　1 年 12 月　6 日

甲　　北群馬郡榛東村新井７９０番地１

榛東村長　　真塩　卓

乙　　北群馬郡榛東村新井１０２７番地１

榛名女子学園長　赤間　ひろみ

資料20　「被害認定基準」

【災害認定基準（災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告）】

（１）人的被害

	区　分	説　　明
ア	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
イ	行方不明者	当該災害が原因で所在不明になり、かつ死亡の疑いのある者とする。
ウ	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ケ月以上の治療を要する見込みの者とする。
エ	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ケ月未満で治癒できる見込みの者とする。
オ	負傷者	重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。

（２）住家被害

	区　分	説　　明
ア	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
イ	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
ウ	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
エ	一部破損	全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極小さな被害は除く。
オ	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、又は全壊･半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
カ	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

（３）非住家被害

	区　分	説　　明
ア	非　住　家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
イ	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
ウ	そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
エ	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。

（４）その他

	区　分	説　　明
ア	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
イ	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
ウ	畑の流出、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
エ	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
オ	道　　路	道路法（昭和27年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものである。
カ	橋　　梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
キ	河　　川	河川法(昭和３９年法律第１６７号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
ク	砂　　防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸。
ケ	清掃施設	ごみ処理及び、し尿処理施設とする。
コ	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
サ	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数。
シ	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
ス	水　　道	上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
セ	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
ソ	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
タ	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
チ	罹災者	罹災世帯の構成員とする。

（５）被害金額

	区　分	説　　明
ア	公立文教施設	公立の文教施設とする。
イ	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
ウ	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和２６年法律第９７号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
エ	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
オ	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
カ	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
キ	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
ク	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
ケ	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料21　「被害者救出協力機関一覧」

協　力　機　関	Ｔ　Ｅ　Ｌ
日本赤十字社群馬県支部	０２７（２５４）３６３６
群馬県警察本部	０２７（２４３）０１１０
群馬県警察本部交通機動隊	０２７（２４３）０１１０
渋川警察署	０２７９（２３）０１１０
渋川広域消防本部	０２７９（２５）０１１９
陸上自衛隊第１２旅団 （相馬ヶ原駐屯地）	０２７９（５４）２０１１
渋川地区医師会	０２７９（２３）１１８１
榛東村建設業協力会	－
渋川建設事業協同組合	０２７９（２２）０７７６
渋川土木建築協同組合	０２７９（２４）３１７８

資料22　「災害応急対策業務に関する基本協定」

災害応急対策業務に関する基本協定

榛東村長（以下「甲」という。）と榛東村建設業協力会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における村民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第１条　この協定とは、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生した時の応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対して応急対策業務の協力を要請することができる。

２　乙は、要請があったときは甲に対し速やかに協力するものとする。

（経費負担）

第３条　乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が負担する。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協議の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ１通を保持するものとする。

平成22年6月4日

甲　北群馬郡榛東村大字新井790番地1
榛東村長　　真　塩　　章　群馬県北群馬郡榛東村長

乙　北群馬郡榛東村大字広馬場2516番地
榛東村建設業協力会
会　長　　南　　篤　榛東建設業協力会長印

資料23　「災害時における榛東村と榛東村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」

災害時における榛東村と榛東村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

榛東村（以下「甲」という。）と社会福祉法人榛東村社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等により榛東村内で大規模な災害が発生した場合において、榛東村地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う応急対応等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力内容）

第３条　甲が、災害発生時に乙に協力依頼するボランティア活動（以下「活動」という。）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)災害時における甲が行う救助・救援活動の実施への協力に関する事項
(2)災害時における甲が行う災害時要援護者支援への協力に関する事項
(3)避難所内における避難者の世話・業務の協力に関する事項
(4)避難者に対する炊き出し及び救援物資の配分に関する事項
(5)その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

（設置）

第４条　乙は、災害の発生に伴い榛東村内のボランティア活動の調整等のための活動拠点として榛東村地域防災計画に基づき、榛東村災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

２　乙はセンターを設置した場合には、甲に対して災害ボランティアセンター設置通知書（様式第１号）により報告をする。ただし、緊急の場合には口頭で行い、後日速やかに設置通知書をもって処理するものとする。

（運営の支援）

第５条　甲は、前条によりセンターが設置された場合には、センターの円滑な運営を確保するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1)活動拠点の提供
(2)活動に要する物資の確保
(3)被災状況に関する情報の提供
(4)その他センターの運営に必要と認める支援

（基本理念）

第６条　センターは、ボランティアの自主性を最大限尊重し、その活動が効果的に行われるための環境整備に努めるとともにボランティアとの協働関係を構築することを基本理念として運営されなければならない。

（業務の範囲）

第７条　センターは、基本理念に則り、ボランティア活動の拠点として次に掲げる業務を行う。

(1)ボランティアの受付・登録・保険の加入手続き及び活動紹介
(2)被災者ニーズの把握と分析及び情報提供
(3)活動に必要な資器材の確保と貸与
(4)村災害対策本部との連絡・調整
(5)全国的支援組織やボランティア団体との連絡・調整
(6)その他、活動の推進に関し必要と認める業務

２　乙は、平常時よりボランティアの研修や講習会等行い、非常時に備え体制づくりを整備するものとする。
３　甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

（関係機関との協力）

第８条　乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

（防災訓練等への協力）

第９条　乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう榛東村地域防災計画に基づき、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

（費用負担）

第10条　センターの運営費用は、榛東村災害ボランティアセンターにおいて確保する資金のほか、民間団体等からの助成金及び補助金をもって充当する。
２　前項により充当した費用が不足した場合は、別途協議による。

（請求及び支払）

第11条　乙は、前条の規定により、甲による費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（報告）

第12条　乙は、活動が終了しセンターを閉鎖した場合には、甲に対して災害ボランティアセンター活動状況報告書（様式第２号）により甲に報告をするものとする。

（協議）

第13条　この協定の定めのない事項、またはこの協定の定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

平成 23 年 2 月 24 日

甲　北群馬郡榛東村大字新井790番地1
北群馬郡榛東村

村　長　真塩　卓　群馬県北群馬郡榛東村長

乙　北群馬郡榛東村大字新井507番地3
社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

会　長　高橋　正　社会福祉法人榛東村社会福祉協議会長印

資料24　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

（令和元年10月現在）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	（１）建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内	災害発生の日から20日以内に着工	1　一戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3　供与期間　最大２年以内 4　解体撤去及び土地の原状回復費用 当該地域における実費
		（２）賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間　最大２年以内
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,160円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は１/３日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	1　輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th colspan="5">費用の限度額</th><th>期　　間</th><th colspan="4">備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="5">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="5">1　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td colspan="4">1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>１人世帯</td><td>２人世帯</td><td>３人世帯</td><td>４人世帯</td><td>５人世帯</td><td>６人以上１人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全　壊
全　焼
流　失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半　壊
半　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="5">1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td colspan="4">患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="5">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td colspan="4">妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td colspan="5">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td colspan="4">1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td><td colspan="5">1　２に掲げる世帯以外の世帯
595,000円以内
2　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
300,000円以内</td><td>災害発生の日から１ヵ月以内</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品の喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務養育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 １人当り　4,500円 中学校生徒 １人当り　4,800円 高等学校等生徒 １人当り　5,200円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り　3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当り 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。